

「実験社会心理学研究」特集編集規程

第1条（特集の定義）

特集は、本学会会員の企画に基づき、特定のテーマのもとに、3～5編程度の論文によって構成する。

第2条（特集企画の決定）

特集を企画する会員は、その企画主旨(A4版1・2枚程度)を編集委員長宛に提出する。常任編集委員会は企画主旨を検討し、採択の可否を決定する。企画提案の受付は随時行う。

第3条（非会員筆頭著者への対応）

筆頭著者が非会員の場合、企画者は入会を要請する。

第4条（審査手続き）

特集への投稿論文の審査は、主査1名と副査1名によって行う。主査は原則として企画者が務め、特集論文として投稿された論文のすべての審査にあたる。ただし、企画者自身が著者に含まれる論文については、編集委員長が副委員長と協議して、編集委員の中から別途主査を選出する。副査は、特集論文への投稿者以外の研究者から1名を主査が選出して依頼する。審査過程および掲載可否の決定は、第2章「編集・審査規程」第12条から第24条に準ずる。

第5条（論文刊行）

特集論文は発行号を定めない。特集に掲載する論文全ての審査が完了し、掲載の準備が整った段階で、常任編集委員会において一般論文の掲載状況を勘案し、発行号を決定する。

第6条（審査完了期限）

特集の審査は、企画採択を企画者に通知した日から2年以内に完了するよう努める。この期間を越えた場合、その時点で掲載可となっている論文をもって特集を構成する。審査が完了しなかった論文については、著者の希望があれば、一般論文として再審査する。

第7条（改定）

本規程の改定は、常任編集委員会の承認による。

関連する規程等

[「実験社会心理学研究」執筆・投稿規程](#)

[「実験社会心理学研究」編集・審査規程](#)

[「実験社会心理学研究」Short Note 投稿・編集規程](#)